

事案発生日	内容
2025年1月23日	一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない者が、所有者を偽る者を車に同乗させ、当該施設に一般廃棄物を持ち込んだ。



建築物の解体、リフォーム工事等における残置物（残された家具や家電製品等）の運搬には、「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要です。許可を得ていない事業者が運搬することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しますので、罰せられます。